

承認第1号

損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の承認について

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和2年2月17日提出

取手市長 藤 井 信 吾

専決処分第1号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年1月9日

取手市長 藤 井 信 吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、市が管理する施設における事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

平成30年11月16日午前10時30分頃、取手市立ふじしろ図書館2階の集会室において、鉄製のドアが閉まった際に、乳幼児の親子が自由に絵本を読むことを目的とした集会室開放事業（赤ちゃん部屋）を利用していた相手方の子が当該ドアに右手人差し指を挟み、負傷したものである。

3 損害賠償額 1,884,497円（過失割合 市100：相手方0）